

## 海外経済要録

### 国際機関

#### ◇OPEC、第50回総会を開催

OPEC(石油輸出国機構)の第50回総会は、12月20、21の両日、ベネズエラの首都カラカスで加盟13か国の代表が参加して開催されたが、懸案の原油価格引上げについては、石油需給の大幅緩和を背景に結局見送りとなつた。

今次総会の合意内容等は次のとおり。

- ① 78年初以降の原油公定市場価格の引上げについては、加盟国間の合意が成立せず、決定を次回定例総会(6月15日)まで持越す(この結果、OPEC原油価格の基準となるアラビアン・ライト価格は当面バーレル当り12.70ドル<52年7月合意価格>に据置)。
- ② 一次產品総合プログラムの一環として南北間で設立の合意をみている共通基金については、早期設立を目指し、資金的援助を含め全面的に支援する旨を確認する。
- ③ 当面緊急の課題となっているガulf沿岸諸国(特にイラン、サウジアラビア、クウェート)の重質油価格差調整については、78年1~3月中にOPEC関係国閣僚レベルの委員会を開催し検討する。
- ④ 原油価格が米ドル建となっていることは非については今後引き続き検討する。

### 米州諸国

#### ◇米国、レギュレーションQの一部改訂

連邦準備制度理事会は昨77年11月23日、レギュレーションQの一部を改訂し、加盟銀行が定期預金または貯蓄預金のうち引出しに事前通告を要する扱いのものを担保として貸出す場合、その最低貸出金利を従来の「当該預金金利の2%高」から「同1%高」に引下げ、即時実施する旨発表した。

本措置は、新規貸出のみならず既往貸出にかかる同日以降の利子支払いにも適用される。

なお本規定は、もともと定期預金または貯蓄預金と同じ金利で貸出を行うことは実質上当該預金をペナルティなしに期限前解約することに等しいとの考え方に基づいて設けられたものであり、同理事会では「今次措置によっても本規定の基本的な趣旨は十分維持できよう」と

コメントしている。

### 欧洲諸国

#### ◇E C、EC委員会に対し資金調達権限を付与することに合意

1. 欧州理事会(ブリュッセルで開催)は12月5日、域内の産業投資を促進するための融資拡大策として、EC委員会に対し、国際資本市場での資金調達権限を与えることにつき原則的な合意に達した(注)。同措置は、今後經濟委員会(Conseil Economique et Financier)において細目を調整のうえ具体化されることとなる。

合意の主な内容は次のとおり。

- (1) 資金調達——EC委員会が国際資本市場において調達。
- (2) 資金規模——総額45億UC欧洲(計算単位、約52億米ドル相当)、うち初年度の78年は10億UC(約11.5億米ドル)。
- (3) 融資実行——欧洲投資銀行が個別案件ごとに理事会の承認を得て実行。
- (4) 融資対象——エネルギー産業、製造業および産業関連施設。
- (5) 融資条件——保証付きとし、金利は通常の欧洲投資銀行融資金利以下。

(注) 本措置は、77年3月の欧洲理事会の指示に基づき、EC委員会がオルトリ副委員長(経済通貨問題担当)の下でとりまとめたもの。当初案では域内経済の立直し、雇用情勢の改善などを基本的目標とし、EC委員会に資金調達、融資実行権限が付与されていた。

2. 本措置に対しては当初、西ドイツ、フランス、オランダ等が、EC委員会の権限強化につながるとして反対の立場をとっていた。しかし、今次理事会において、これまでの最大の反対者であった西ドイツが、資金調達とその管理・運用とをEC委員会と欧洲投資銀行に2分し、EC委員会の権限を制限する妥協案を提出、これが受け入れられたことから合意成立をみたものである。

#### ◇E C、グリーン・フランス・フランの切下げを決定

E C農相理事会は12月13日、グリーン・フランス・フラン(注)を1978年2月1日以降2.5%切下げる旨決定した。新レートは次のとおり(カッコ内旧レート)。

$$1 \text{ グリーン・フランス・フラン} = 0.168670 \text{ UC} \\ (0.172995 \text{ ハ})$$

$$1 \text{ UC} = 5.92874 \text{ グリーン・フランス・フラン} \\ (5.78051 \text{ ハ})$$

(注) ECは域内の共通農産物価格を欧洲計算単位(UC)建てで設定

しており、グリーン・レートは、このUC建て共通農産物価格を各國通貨建て価格に換算するためのレート。

今回のグリーン・フランス・フラン切下げは、このところ実勢相場とグリーン相場が乖離していたためにとられた措置であるが、今次措置に加えフランスは1978/79農業年度の新農産物価格が適用される78年4月1日を期して、さらに2.5%のグリーン・フランス・フラン切下げを要請する意向を表明している。

#### ◆ E C、鉄鋼輸入規制の実施等を決定

1. E C外相理事会は12月20日、2国間協定による鉄鋼輸入規制の実施および協定締結までの暫定措置を決定した。概要次のとおり。

(1) E Cは域外からの鉄鋼輸入を規制(数量、価格とも)するため、関係国と2国間協定を締結する。

(2) 2国間協定が締結されるまでの暫定措置として、78年1月1日から同3月31日までの3か月間、輸入基礎価格を設定し、これを下回る価格での輸入に対しては、E C域内鉄鋼業界の提訴に基づき、その差額分に暫定関税を賦課する(ガット規約第6条ダンピング防止税および相殺関税の適用)。

なお、上記輸入基礎価格は、原則として最も生産性の高い国の最低生産コストを基準として設定する方針。

2. 今次措置の実施につき、E Cは、日本、ブラジル、韓国、スペイン、欧州自由貿易連合(EFTA)諸国および東欧諸国と2国間協定を締結すべく、12月30日各政府に交渉開始を申し入れており、特に、日本、EFTA諸国とは78年1月末までに協定の締結を終えたいとしている。

#### ◆ ブンデス銀行、公定歩合の引下げ等を決定

1. ブンデス銀行は12月15日の定例中央銀行理事会(アペル蔵相、ラムスドルフ経済相も出席)において次の措置を決定、発表した。

(1) 公定歩合およびロンバード・レートを0.5%引下げ(公定歩合3.5→3%、ロンバード・レート4→3.5%)、12月16日から実施(なお公定歩合の引下げは75年9月以来2年3か月ぶり)

(2) 市中銀行の対外債務にかかる最低準備率の変更

イ. 残高ベースの最低準備率引上げ

当座性債務 12.75→20%

定期性債務 8.95→15%

貯蓄預金 5.65→10%

ロ. 市中銀行の対外債務増加額(77年9月16日～12月15日間平均残高対比)につき80%の特別最低準備率

を賦課(この結果、対外債務増加額は(i)の措置と合わせ最高100%<当座性債務の場合>が準備預金として吸収されることとなる)

ハ. 78年1月1日実施

(3) 非居住者による残存期間2～4年の債券取得の禁止(注)

(注) 従来、残存期間4年以内の債券の対非居住者売却はブンデス銀行の認可対象とされ、うち2年以下のものについては事实上禁止、2年超4年以内のものに限り例外的に許可される扱いであった。

2. エミンガー総裁は理事会終了後の記者会見において次のように語ったと伝えられる。

「本決定は最近のマルク相場の急騰が国内経済に及ぼす悪影響を防ぐことがねらいであり、主として対外的配慮に基づいてなされたものである。またこれは12月初のB I S会議において主要国中央銀行との間で討議された基本的な対応方針に沿ったものもある。」

3. 本決定に対する産業界、金融界等の反響をみると、「最近のマルク相場の急騰からみて当然必要な措置」(産業連盟、商工会議所等)、「為替市場安定化のための貢献の姿勢を示したもの」(卸輸出商連合)との積極的評価がみられる一方で、「国内金融政策手段を対外調整に割当てるのは危険」(貯蓄銀行協会)として疑問を呈する向きもみられる。また非居住者による債権取得制限が強化されたことについては、「遺憾であり、これを契機に資本取引が一層制限されるようなことがあってはならない」(銀行協会)との批判的な受け止め方もなされている。なおこの間政府筋では「われわれの期待に沿うものである」(アペル蔵相)としてこれを歓迎している。

#### ◆ ブンデス銀行、78年の中央銀行通貨の目標増加率を年平均8%に決定

1. ブンデス銀行は、12月15日の定例中央銀行理事会において78年の中央銀行通貨の目標増加率を年平均8%(77年の目標増加率と同率)とする旨決定し、要旨次のようなコミュニケーションを発表した。

「ブンデス銀行は、目標値を8%と設定することが安定成長実現のため、もっとも相応しい通貨政策であると確信する。本目標値の設定に当っては、78年の潜在成長率3%、物価上昇率3.5%以下と想定、さらに稼働率の上昇を通じ潜在成長率以上の実質成長実現の可能性がある点にも配慮した。」

2. 上記決定に対する反響をみると、「安定成長を指向した通貨政策の継続であり、経済の現状および78年に予想される通貨需要に十分マッチしたもの」(銀行協会、産業連盟等)との受け止め方がある一方、かねて経済専

門委員会(政府の諮問機関)、5大経済研究所等有力筋で78年の目標値引下げを主張する向きが多かっただけに、「最近中央銀行通貨の増勢が強まってきており、年平均8%の増加率はインフレ再燃の危険を蔵するもの」としてこれを過大と評価する向き(商工会議所、貯蓄者擁護連盟、フランクフルター・アルゲマイネ紙、Börsen-Zeitung紙等)がかなりみられる。

#### ◇西ドイツ、5.5%ものおよび6%もの連邦債を発行

西ドイツの国債引受けシンジケート団小委員会は12月22日、(1)5.5%ものおよび(2)6%もの連邦債を同時に発行することとし、その発行要領を以下のとおり決定した。今回の連邦債発行額(17億マルク)は前回(9億マルク、77年9月)を大幅に上回っているが、債券の買い需要が引き続き根強いため、同連邦債の売行きはかなり順調と伝えられる。

	(1) 百万 800マルク	(2) 百万 900マルク	(前回) 百万 (900マルク)
表面金利	5.5%	6%	( 6 % )
期間	6年	10年	( 10年 )
発行価格(対額面) (金額比)	100%	99.75%	( 99.5% )
応募者利回り	5.5%	6.03%	( 6.07% )
売出し期間	77年12月29日～78年1月4日(ただし 上記発行額中5.5%もの200百万マルク、 6%もの100百万マルクについてはそれ ぞれブンデスバンクが市場価格操作のた め留保する)		

#### ◇フランス、老齢者年金最低保証額等を引上げ

1. フランス政府は12月1日、老齢者年金最低保証額、最低賃金等を以下のとおり引上げた。

##### (1) 老齢者年金最低保証額

65歳以上の老齢者(対象約2百万人)に対する年金最低保証額の10%引上げ(年額10,000フラン→11,000フラン)。

##### (2) 最低賃金

現行時間当り最低賃金(注)(salaire minimum de croissance 略称 S.M.I.C.)の2.7%引上げ(9.79フラン→10.06フラン)。

(注) 最低賃金は原則として(i)消費者物価上昇率が前回最低賃金改訂時以降2%上昇した場合これにスライドして自動的に引上げられるほか、(ii)毎年7月1日に国民所得の状態を考慮して改訂されることとなっていたが、今回の改訂はこれら規定に基づかない例外的な措置である。

また、上記措置に加え、フランス政府は同日公務員給与の2.5%引上げをも実施(いずれも11月30日閣議決定)。

2. 今次措置は、主として低所得者層の実質所得確保をねらったものであるが、特に最低賃金の引上げが注目される。すなわち、今回の引上げにより最低賃金の上昇率(前年比+12.5%)は消費者物価上昇率(10月同+9.5%)をかなり上回ることになった。これは政府の賃金抑制勧告(賃金上昇率が生計費の伸びを上回らないよう勧告、51年10月号「要録」参照)とは相容れないものではあるが、政府があえて今回の引上げに踏切ったのは、78年3月に予定されている総選挙を念頭に置いたためと受け止める向きもみられる。

3. またこうした政府の措置を受け、フランス経団連および全労働組合は12月12日、レイ・オフ実施時の賃金最低保証額を下記のとおり改訂することで合意した(78年1～3月実施(注))。

旧保証額……時間当り 8.85フラン

新 ハ	.....	〃	9.45 ハ	(S.M.I.C. の 95% 相当)
-----	-------	---	--------	------------------------

(注) なお、78年4月1日以降の保証額については、78年2月23日に再度討議することとされている。

#### ◇フランス政府、紙パ業界および時計業界向け特別融資を決定

フランス政府は12月8日、業況不振の続いている紙パ業界および時計業界に対し業界再編成実施と見返りに下記のような特別融資を行う旨決定した。

(1) 紙パ業界向け融資(650百万フラン、設備投資総額1,206百万フランの5割強)

イ. La Cellulose du Rhône社(La Rochette Canpاص社<業界第2位>の子会社)の生産性向上を目的とした投資計画(要資650百万フラン)に対し、300百万フラン。

ロ. Saint-Etienne du Rouvray および Grand-Couronne(いずれも La Chapelle Darblay 社<業界第4位>の傘下)の設備近代化投資計画(要資256百万フラン)に対し155百万フラン。

ハ. 中小企業向け設備投資資金融資

Papeteries Sibille-Stenay, Papeteries Emin Leydier, Etablissements Jean d'Heurs の3社の設備投資計画(要資総額300百万フラン)に対し150百万フラン。

なお、上記融資の見返りに同業界は1978年末までに再編成計画を策定するものとする。

(2) 時計業界向け融資(165百万フラン)

業界再編成のための設備改廃および技術開発資金として1978年以降5年間に、毎年33百万フラン。

### ◇英国政府、第2年度趣意書をIMFに提出

1. 英国政府は、12月14日、ヒーリー蔵相名による第2年度趣意書をIMFに提出した。英国政府は76年12月に、IMFに対してスタンド・バイ借款を要請するに当たり、経済政策運営方針等を明らかにする趣意書をIMFに提出したが、その後丸1年経過したため、最近の経済情勢の変化等を織り込んで今次趣意書を作成したものである。

2. 今次趣意書のうち政策運営方針に関する主な内容は次のとおり。

- (1) 北海油田開発に伴う対外バランスの好転は、対外債務の返済や、輸出信用等のファイナンスに充当する。
- (2) 産業戦略の中心は生産性向上、設備投資、労働者再教育等を通じて英国産業の競争力を強化することに置く。

(3) 引続きインフレ抑制に主眼を置き、金融・財政両面とも厳しい姿勢を堅持する。また、為替レートについては、乱高下を排し、マネーサプライや英國産業の輸出競争力に対する影響をも考慮した上で弾力的な政策運営を行う。

(4) IMFからのスタンド・バイ借款の条件となっていけるDCE(国内信用増加額(注))は、これまでのところ77年度目標値(77億ポンド)をかなり下回っているため、これを77年度と78年度第1四半期合計で77億ポンドに下方修正する。また、同じく条件とされている78年度の公共部門借入所要額(PSBR)は目標の86億ポンドを超えない見込みである。

(注) DCE=銀行部門の対公共・民間信用供与+流通現金+海外部門の対公共信用供与

(5) 自由貿易を推進するため、輸入急増業種に対する一時的な選択的措置についてもできる限り減らしていく。

### ◇英国、ポンド建輸出・船舶金融優遇措置を改訂

1. 英国政府は12月15日、固定利付ポンド建て輸出金融および英国内で建造される船舶に対する金融に関する優遇措置(注)に関する新基準を発表した(78年4月1日より80年2月20日まで施行)。主な内容は次のとおり。

(1) 旧基準では信用供与銀行は、ポンド建て輸出金融・船舶金融のうち当該銀行保有当座預金残高総額の一定率(最近時21%)を超える部分については全額ECGD(輸出信用保証局)ないし産業省から再融資を受け得ることとなっていたが、新基準によると、期間が5年を超える部分についてのみECGDないし産業省からの再融資を受けることとなる。

(2) 旧基準では優遇措置の対象を英国の手形交換所加盟銀行のみに限定していたが、新基準ではこれを英国内で設立・登記されたすべての銀行にまで広げる(外銀の現地法人などがこの範囲に属する)。

(注) 固定利付ポンド建て輸出金融ならびに英国内で建造される船舶に対する金融については、政府による利子補給や再融資制度などの優遇措置が講ぜられている。

2. 本措置のねらいは次のようあるとみられる。

#### (1) 財政負担軽減

輸出業者への信用供与(supplier credits)は実際には5年未満のものが多いため、今後事実上政府による再融資は行われなくなるとみられる。この結果、78年度の財政負担は約2~3億ポンド程度軽減される見込み。

#### (2) 銀行間の競争促進

従来から外銀の現地法人等はポンド建て輸出金融業務への進出を望んでいたが、これまで同業務は手形交換所加盟銀行が独占してきた。今回の措置によりこれら金融機関にも進出の機会が与えられることとなったため、融資条件等の面で自由な競争が促され、全体としての資金配分の効率化が期待される。

### ◇英国、為替管理の緩和措置を発表

1. 英国政府は、12月21日、次のような為替管理緩和措置を78年1月1日より実施する旨発表した(注)。

(1) 対外証券投資回収の際のいわゆる「25%条項」(25% surrender rule)の全面撤廃(本措置はEC域外向けにも適用)

英国の投資家が外貨証券を取得する際、投資通貨市場(現在公的為替市場に対するドル・プレミアム約30%)での所要外貨調達を義務づけられていることは従来と変わらないが、これを売却する際少なくとも証券売却代り金の25%を公的為替市場でポンドに交換すべき旨を定めたいわゆる「25%条項」(65年4月に設定)を全面的に撤廃する。これに伴い、今後は証券売却代り金全額をドル・プレミアム付きの投資通貨市場でポンドに交換し得ることとなる。

#### (2) EC域内諸国向け直接投資の一部規制緩和

従来、対外直接投資については

- イ. 英国の輸出促進に寄与し、
- ロ. 投資後18か月以内に投資額を上回る国際収支改善をもたらすことが期待されるものに限り認められ、
- ハ. 所要外貨調達の際は、25万ポンドまたは対外投資額の50%のうちいずれか大きい額までに限り公的為

替市場での外貨買入れを認め、残りは投資通貨市場で調達することとされていたが、今後EC域内諸国向けについては、イ. は従来通りながらロ. を投資

後3年以内に、ハ. を50万ポンドまたは対外投資額の50%のうちいざれか大きい額に、それぞれ緩和。

(3) EC関係機関債に関する証券投資規制の一部緩和

従来外貨証券投資に際し外貨借入を行った場合、その返済については当該外貨証券の売却代り金または投資通貨市場で調達した外貨をもって充当すべきことが定められていたが、今後はEC関係機関(EEC、EIB、ECSC、EURATOM)の発行する上場証券に限りこの制限を緩和し、借入後5年以内の返済であれば公的為替市場で外貨を調達して返済することを認める。

(4) EC域内諸国向け個人送金等の上限引上げ

イ. 移民持出し——1家族当たり4万ポンド→8万ポンド

ロ. 個人贈与——1人1年当たり1,500ポンド→3,000ポンド

ハ. 持参金——ロ. のほか1年当たり3,600ポンド→7,500ポンド

(注) 英国はEC加盟に際し、5年後に対EC資本取引の完全自由化を義務づけられていたが、経過期間が終了する77年末時点での目標の完全自由化達成が困難なため、EC委員会の承認を得たうえで今次措置が採られたものである。

2. これら一連の為替管理緩和措置のうち、特に注目されるのは「25%条項」の撤廃であろう。本措置につきティ筋では今後は外貨証券売却の際、すべてドル・プレミアム付きの投資通貨市場でポンドに交換し得ることとなり、従来に比べポンド建てベースでの収益性が高まるため、「外貨証券投資が促進される効果がある」として歓迎。反面、労働界ないし労働党左派は従来から「対外投資は雇用機会の輸出である」として資本輸出に反対しており、今回の措置についても拒否反応をみせる向きがみられている(注)。

(注) 労働党左派のR. トーマス下院議員は今回の措置に対し強く反対、ヒーリー蔵相にあてて抗議書を送付、「25%条項撤廃」をとりやめるよう求めるなど、与党内部にも拒否反応が現れていると伝えられる。

◇イタリア、賃金の一部凍結措置に係わる交付公債の利率を引下げ

イタリア政府は12月21日、賃金・物価スライド制に係わる高額所得者賃金の一部凍結措置(注)(76年10月8日決定)実施に伴い公付される公債の第2回交付分(77年7~12月間の賃金補てん分相当額)の利率を13%とする旨発表した。なお、第1回交付分(76年11月~77年6月間の賃金補てん分相当額)の利率は14%となっていた。

今次措置は最近の国債利回りの低下傾向(月中平均77年6月15.16%→77年11月13.86%)に対応して採られたものとみられている。

(注) 年収800万リラ超の給与所得者に対し、賃金・物価スライド制に基づく賃金補てん分の全額を5年間譲渡禁止の公債で交付し、年収600万リラ超800万リラ未満の給与所得者に対しては賃金補てん分の50%を同公債により交付する措置(51年11月号「要録」参照)。なお、利札は譲渡自由。

◇スイス中央銀行、78年のマネーサプライ目標増加率を発表

スイス中央銀行は12月19日、明78年のマネーサプライ(M<sub>1</sub>)の目標増加率を年平均5%(77年の目標増加率と同率)とする旨決定し、要旨次のようなコミュニケを発表した。

(1) 過去3年の経験によれば、マネーサプライ増加率の目標値設定によって、経済成長を損なうことなく物価安定のうえに好ましい影響をあたえることができ、また、目標値達成におおむね成功してきたので、この政策を踏襲することとした。

(2) 物価が再び落ち着きを取り戻している点からみて、78年の目標値を幾分引き下げる方が妥当であるかもしれないが、景気の現状および為替市場の動向から考え、78年も十分な流動性供給を保証し、低金利を保つことが適切であると判断した。

(3) 目先インフレ再燃の懸念はないものの、われわれは今後の流動性の動向に最大の注意を払い、必要な場合にはマネーサプライ目標を再検討することもありうる。

◇スイス中央銀行、直先為替スワップ措置を決定

スイス中央銀行は12月20日、直買い先売り為替スワップによる市中銀行に対する流動性供給措置を決定した。本措置の条件は、期間3ヶ月、適用レート1.5~1.8%(注)であるが、金額に制限がなく、銀行の申し出に対して全額応需される。

(注) 本レートは従来スイス中央銀行が必要に応じ自らのイニシアティブにより実施したスワップ・レートを下回り、現行公定歩合(1.5%)並みの低水準。

◇オランダ、新内閣発足

1. 77/5月末の総選挙(52年6月号「要録」参照)以来、半年以上にわたり暫定内閣が続いているオランダでは、12月15日、第2党のキリスト教民主勢力(CDA)を中心とするファン・アフト中道右派連立内閣が成立した。

5月末の総選挙では、労働党(党首デン・オイル前首

相)が引き続き第一党を維持したものの、CDA、デモクラシーー66両党との連立工作の際、労働組合の経営参加問題や、入閣候補者等を巡り各党間の対立が表面化、新内閣発足が難航していた。結局、前内閣で副首相の地位にあったカトリック人民党(CDAの中核)のファン・アフト党首がこれまで野党であった自民党(ウィヘル党首)との連立に踏切り、今次新内閣発足にこぎつけたが、与党勢力は下院(定数150)の過半数をわずかに1議席上回る77議席に過ぎず、CDA内部にも新政権に同調しない動きがみられるためオランダ政局は従来より不安定なものになるとみられている。

## 2. 新内閣の主な閣僚は次のとおり。

首 相	A. van Agt(CDA)
副首相兼内相	H. Wiegel(自民党)
外 相	C. van der Klaauw(〃)
蔵 相	F. Andriessen(CDA)
経 済 相	G. van Ardenne(自民党)
法 相	J. de Ruiter(CDA)
国 防 相	R. Kruisinga(〃)
社会福祉相	W. Aldeda(〃)
農 相	A. van der Stee(〃)

## ◇ベルギー中央銀行、公定歩合を再引上げ

1. ベルギー中央銀行は12月14日、公定歩合を2%引上げて9%とし、即日実施する旨発表した。今次公定歩合の引上げは同月2日(52年12月号「要録」参照)に続くものである。新金利体系は以下のとおり(年利%、カッコ内は旧レート)。

(1) 再割引歩合(公定歩合)……9.0(7.0)

(2) 債券担保貸付歩合

- イ. 貸付限度わく内の貸付適用金利……9.0(7.0)
- ロ. 貸付限度わく外高率適用金利……9.25(7.25)

2. 本措置につきベルギー中央銀行は、「今回の引上げも、前回同様スネーク内でのベルギー・フランの対ドイツ・マルク相場維持のためとられた措置である。12月2日の公定歩合引上げ以降も、ドイツ・マルクの対米ドル相場統騰に伴い、ベルギー・フランに対する投機がやまず、また、居住者によるリーズ・アンド・ラッグズや各種資本流出が目立つようになっていた。今回の措置はこうした動きを封じると同時に、『ベルギー・フランはあくまでもスネーク内にとどまる』という当局の強い決意表明をねらいとするものである」と説明している。

## ◇ノルウェー、商業銀行の第一線準備率を引下げ

ノルウェー政府は、商業銀行の第一線準備率を2%ボ

イント引下げ7%とし、12月1日より実施した。今回の措置はあくまでも外資流出に伴う商業銀行の流動性不足に対処したものであり、このため、外国為替市場の影響をさほど受けていない貯蓄銀行については、今回は第一線準備率引下げの対象から外された。

なお、昨年初来の第一線準備率の推移は次のとおり。

(単位：%)

実施日	1/17	5/16	7/1	11/1	12/1
商業銀行	5.5	6.5	8.0	9.0	7.0
貯蓄銀行	4.5	5.5	6.0	7.0	7.0

## ◇ノルウェー政府、利潤・価格の凍結措置を緩和

1. ノルウェー政府は、現在実施中の利潤・価格全面凍結措置の緩和を発表した。これによると、①現在絶対額ベースで凍結されている企業利潤は77年12月より77年4月以降の利益率を維持すれば良いこととなり、②また現在実施中の全面的価格凍結措置は78年1月より撤廃され、これに代って物価監督局(Prices Directorate)に対する値上げ事前申請制度が発足することとなった。

本申請制度によれば①製品値上げを行おうとする企業は物価監督局に値上げ予定日の1か月以上前に事前申請を要する、②物価監督局はこれを査定し、値上げの中止や減額を命ずることができる。とされている。

2. ノルウェーでは77年4月以来、インフレ抑制のため、利潤・価格を全面的に凍結するという非常措置が実施されていたが、このところやや物価にも落着き傾向がうかがわれ始めた(消費者物価6か月前比年率4月+11.1%、10月+8.2%)ところから、今次規制緩和措置がとられたものとみられる。

## ◇フィンランド、新経済政策を発表

1. フィンランド政府は12月8日、新経済政策を発表した。これは、6か月間の賃金、物価、地代、配当などの凍結ならびに減税、社会保障負担の軽減を内容とするものであり、減税等の総額は約14億マルカとなっている。また、政府は同政策の発表と共に、議会に対して政府の経済関係緊急措置の発動権を認めるよう求めている。

2. 今次措置は、同国経済が生産低迷、失業率上昇に悩みながら依然として高水準のインフレ(消費者物価上昇率77年第3四半期前年比+10.6%)下に置かれている現状に対処して採られたものであるが、同国産業界では、景気不景気の折からこれだけではまだ不十分であるとしており、さらに、マルカ相場を徐々に切下げて輸出競争力を強化することが必要であるとする向きが多い。

## アジアおよび大洋州諸国

### ◇韓国、1978年度予算の成立

韓国の1978年度(暦年)予算が12月2日成立した。本予算は、歳出入とも3兆5,170億ウォン(前年度当初予算比+32.3%、同最終予算比+22.5%)で、前年の伸び(当初予算の前年比+31.3%)を上回る大型なものとなっている。

歳出入面での特色は次のとおり。

(1) 岁出面では、国防費(前年度当初予算比+35.2%、予算総額中のウェイト35.6%)が在韓米軍撤退の動きを映じて、また社会開発費(同+39.6%)が義務教育、医療保険、公共住宅等の拡充のための支出を主体に、

いずれも大幅増加をみせているほか、経済開発費(同+29.5%)も重化学工業、農漁村向け開発支出の増大を主因にかなり大幅に伸長。

(2) 岁入面では、78年も輸出拡大による高成長(実質GDP+11%)持続が企図されていること、付加価値税・特別消費税(77年7月実施)の增收が見込まれていること等から、大宗を占める内国税(同+33.9%)、関税(同+31.1%)がともにかなり大幅に伸長するほか、防衛税(同+41.7%)も特別消費税の增收に伴い<sup>(注)</sup>好伸。

(注) 77年7月奢侈品に対する高率の特別消費税が新設されたが、その際同時に同税額の20%相当額が防衛税として別途課税されることになった。

### 韓国 の 1978 年 度 予 算

(単位・億ウォン)

		1978年度予算	前年度 当初予 算比増 減(-)率	構成比 (同前 年当 初)	1977年 度最終 予算
歳	租 税	30,313	34.4	86.2 ( 84.8)	23,571
	うち 内 国 税	21,922	33.9	62.3 ( 61.6)	17,097
	関 税	4,433	31.1	12.6 ( 12.7)	3,382
	防 衛 税	3,958	41.7	11.3 ( 10.5)	3,092
	専 売 益 金	2,800	27.3	8.0 ( 8.3)	2,200
	そ の 他	995	77.0	2.8 ( 2.1)	1,457
入	小 計	34,108	34.7	97.0 ( 95.2)	27,228
	公 的 借 款 見返り資金等	1,062	△ 17.0	3.0 ( 4.8)	1,472
	合 計	35,170	32.3	100.0 (100.0)	28,700
歳 出	一 般 行 政 費	3,670	24.0	10.4 ( 11.1)	2,872
	国 防 費	12,516	35.2	35.6 ( 34.8)	9,840
	社 会 開 発 費	7,864	39.6	22.4 ( 21.2)	6,252
	経 済 開 発 費	7,161	29.5	20.4 ( 20.8)	6,536
	地 方 交 付 金	2,469	38.4	7.0 ( 6.7)	1,834
	債 務 償 戻・そ の 他	1,490	4.1	4.2 ( 5.4)	1,366
	合 計	35,170	32.3	100.0 (100.0)	28,700

### ◇韓国銀行、外銀支店のウォン貸貸出を抑制

韓国銀行は12月6日、マネーサプライの増加抑制のため外国銀行(14行)の国内支店<sup>(注)</sup>のウォン貸貸出残高を11月30日現在の水準(合計2,028億ウォン<約4.2億ドル>)に抑制する旨明らかにした。

(注) 12月末現在の外銀支店総数は18支店。うち4支店は開設後日が浅く本格的な営業活動に入っていないため今回の規制対象から除外。

### ◇韓国、外貨保有制限を一部緩和

韓国政府は12月16日、外貨準備高の急増にかんがみ從来貿易商社、航空会社等の一部例外を除き禁止されていた居住者の外貨保有を1人当たり100米ドル以内に限り全面的に認めることを決定、即日実施した。

### ◇タイ、米等の輸出規制を実施

タイ政府は、国内の供給不足対策として、米の輸出プレミアム(一種の輸出税)引上げおよびセメントの輸出禁止措置を実施した。その概要は次のとおり。

#### 1. 米の輸出プレミアム引上げ

12月16日、米輸出プレミアム(76年1月の引下げ以降据置)を次のとおり引上げ。

	旧 バーツ /トン	新 バーツ /トン	引上率 %
白 米(碎米混入率0~5%)	700	900	28.6
" ( " 10~20%)	500	700	40.0
" ( " 25~45%)	400	700	75.0
玄 米( " 0~5%)	450	700	55.6
蒸し米( " 0~5%)	200	700	3.5倍
もち米( " 0~5%)	400	900	2.3倍
碎米A1級	400	600	50.0

同国では、77年初来干ばつの影響を受けた近隣諸国を中心に輸出が急増したため、77年5月に輸出数量規制を実施したのに続き数次にわたり数量規制を強化してきた(52年11月号「要録」参照)。しかし、77年の輸出量が2.9百万トン(当初の政府輸出目標1.1百万トン)と史上最高(これまでの最高は72年の2.1百万トン)を記録する見通しとなり、国内の米不足懸念が一段と強まったため、従来の数量規制に加え輸出プレミアムの引上げを実施したもの。

## 2. セメント輸出の全面禁止

12月2日には、セメント輸出を全面的に禁止する旨発表、即日実施。

同国では、76年10月に軍政復活という形で政治情勢が安定したことから、第4次社会経済開発5か年計画(76年~80年、51年9月号「要録」)に基づく公共事業(ダム、送配電網、上下水道、かんがい設備、高速道路、団地等の建設)が積極的に推進されている。このため建設資材関連産業が活況を呈し、セメント生産もフル操業(77/1~6月生産量、前年同期比+16.9%)を続けているが、生産能力が74~76年の政府によるセメント販売価格統制以降増大していないため最近の需要に追いつかず、深刻なセメント不足に陥ったことから本措置が実施されたもの。

この間、同国政府は、77年10月にセメント価格の引上げ(トン当たり20バーツ)を実施したほか、80年までに供給不足を解消することを目標に生産設備拡張計画(約50%の増産)を打出し、その第1号として同国最大のサイアム・セメントが同年11月、わが国三井グループに製造設備一式を発注(注)した。また増産体制が整うまでの供給不足対策として、77年10月セメント業界の代表団が日本を訪問、78~80年の3年間に合計2百万トンを輸入することで合意をみた。

(注) 生産能力日産千トン、79年末完成予定(総額約45億円)。全額日本輸出入銀行の延滞融資(期間8年、金利年8%)。

## ◇77年度パキスタン債権国会議の開催

世銀主催のパキスタン債権国会議(注)は、12月16日パリにおいて開催され、77年度分(77年7月~78年6月)として7.75億ドル(76年度実績7.3億ドル)の援助を行うことで合意した。

(注) 当初、4月に開催の予定であったが、同国の政治的混乱から延期されていたもの。なお本債権国会議の構成メンバーは、パキスタンのはか日本、米国、西ドイツなど12か国および世銀、DAC、国連(開発計画)、IMF、アジア開銀の5国際機関。

会議終了後発表されたコミュニケにおいて、債権国側は、現政権が昨年来の経済の停滞(76年度実質経済成長率1.2%)に対処するため、前ブット政権によって実行さ

れた過度の国有化政策を漸次緩和し、民間投資促進をはかるとともに農業部門にも注力していることを評価しながらも、同国の国際収支の不均衡が深刻化している点につき注意を喚起した。

## ◇イラン、邦銀から円建長期資金を借入

イラン鉱工業開発銀行(注1)(Industrial and Mining Development Bank of Iran)は、10月31日、中近東産油国としては初めて、邦銀シンジケート団(13行)(注2)との円建長期資金借入契約(総額135億円)に調印した。本借入は、同国の経済開発(現在第5次5か年計画<1973年3月~1978年3月>を遂行中、48年5月号「要録」参照)推進のための資金調達で、期間7年(3年据置き後半年ごと9回分割払い)、金利は貸出実行時の本邦長期プライムレート(現在年7.6%)に手数料を加えたもの、となっている。

(注1) 1959年設立。資本金120億リアル(約1.7億ドル)。出資は、イラン政府関係25%(うち同国最大の国営商業銀行Bank Melli Iranが17%)、その他同国内資本60%、外国資本15%(うちわが国1.82%<興銀0.95%、東銀0.67%、三和、住友各0.10%>)。なお、同行の業務は政府財政資金の代理貸付が中心。

(注2) 東銀、興銀(以上幹事行)、三和、東海、三菱、大和、太陽神戸、の各行、および日本信託を除く6行。

## ◇豪州、部分的賃金インデクセーションを実施

豪州連邦労働調停仲裁委員会は12月12日、7~9月の消費者物価上昇率(+2.0%)に見合う賃金インデクセーションについて、賃上げ率を一律1.5%とする部分的(partial)賃上げを認める裁定を下し、即日実施する旨発表した。

同委員会は今回もフルインデクセーションを認めなかった(フレーザー政権下で行われた7回の裁定のうち、フルインデクセーションは76年7~9月期分の1回のみ)理由として、賃上げの物価および経済活動に及ぼす影響を極力抑え、かたがた経済に打撃を与えた最近の発電スト(9~10月)を中心とする労組の行動に対して注意を喚起するためと説明している。

## ◇豪州、織維・衣類・履物産業に対する3か年援助計画を発表

豪州政府は11月22日、輸入品増大から不振を続いている織維・衣類・履物産業を保護するため、輸入規制強化等を内容とする3か年援助計画を発表した。本計画の概要は以下のとおり。

### (1) 目的

織維・衣類・履物3産業の現在の生産水準および雇用水準(12万人)を1980年代半ばまで維持する。

## (2) 援助内容

上記目的達成のため、イ、輸入割当て対象品目の拡大(注)、ロ、現行輸入割当わくの一部削減、ハ、輸入関税率の変更、を実施する(なお輸入割当わくは年間わくとするが6か月ごとに見直し)。

(注) 新たに下記品目を輸入割当わくの対象とし、わくを超える輸入につきわく外関税を賦課。

主要対象品目 (衣類関係)	年間割当わく {76/77年度(76/7月～ 77/6月)の輸入実績額}	わく外関税 10豪ドル/着
カーテン	380万m <sup>2</sup>	4豪ドル/m <sup>2</sup>
ニット生地(綿、毛織物を除く) (履物関係)	230万豪ドル	2豪ドル/m <sup>2</sup>
靴ひも(革製)	76/77年度の輸入実績数量	わく外輸入は認めず

## (3) 繊維・衣類・履物審査委員会の設置

これら業界の生産水準、雇用水準、および市場状況を調査し、さらに保護措置を強化する必要がある場合には政府に対し進言し得る審査委員会(Review Committee)を向う3年間設置する。

同国では、74年12月以降、韓国、台湾等から繊維・衣類・履物の輸入が急増したため、国内産業保護の見地からすでにこれらのうち一部品目につき輸入規制を実施してきたが、依然これら業界の不振が続いている。こうした状況から「これら3業界の構造および生産効率を改善するには、これまでの短期的保護措置に代って長期にわたる保護計画が必要」(コットン商工大臣)となったもの。

共産圏諸国

## ◇ソ連、1977年1～9月の貿易実績を発表

ソ連外国貿易省は11月下旬、77年1～9月の貿易実績を発表した。これによれば、輸出がコメコン諸国、発展途上国向けの伸長から前年同期比+20.3%(前年同+14.9%)と好伸した一方、輸入は対西側先進国輸入の減少が響いて同+6.1%(前年同+10.7%)と伸び悩み、この結果貿易収支は12.2億ルーブルの黒字(16億ドル相当、前年同期15.4億ルーブルの赤字)となった。主要地域別貿易動向は次のとおり。

## 1. 対コメコン諸国貿易

(1) 域内取引価格が年初に上方改訂されたことを主因に、輸出入ともかなりの増加となつたが、①同国的主要輸出品である原油価格の引上げ率が特に大幅であつたこと、②コメコン諸国向け穀物輸出が増加したことから、輸出の伸び(前年同期比+20.5%)が輸入のそれ(同+16.5%)を上回った。

(2) この結果1～9月中の貿易収支黒字額は8.0億ルーブル(11億ドル相当)と前年同期(3.2億ルーブル)比大幅に拡大した。

## 2. 対西側先進諸国貿易

(1) 輸出は前年同期比+11.2%(前年同+33.1%)と伸び悩んだ。これは、西欧諸国の景気停滞、同国石油生産の伸び悩み(77年1～11月前年同期比+5%)による同輸出余力の低下を映したもの。

(2) 一方輸入は、前年同期比-8.5%と前年(同+23.6%)とは様変りに減少。これは76年の豊作、買付減少から穀物の入着が大幅減となったこと(3大穀物輸出国<米国、カナダ、豪州>からの輸入同-37.1%)、外貨面での制約下、資本財輸入が抑制されたこと(資本財輸入ウェイトの高いECからの輸入同-3.3%)等によるもの。

(3) この結果、貿易収支赤字額は11.7億ルーブル(16億ドル相当)と前年同期(△25.2億ルーブル)比ほぼ半減し

## ソ連の貿易動向

(単位・百万ルーブル、カッコ内  
(前年<同期>比増減(+)率・%)

		1976年	1977年	
			うち 1～9月	1～9月
対 コ メ コン 諸 国	輸 出	14,933 (-11.7)	10,749 (-7.6)	12,952 (-20.5)
	輸 入	13,892 (-7.8)	10,425 (-5.7)	12,148 (-16.5)
	収支(△)じり <前年実績>	1,041 <478>	324 <125>	804 <324>
	輸 出	7,834 (-27.6)	5,753 (-33.1)	6,396 (-11.2)
対 西 側 先 進 諸 国	輸 入	10,827 (-11.6)	8,274 (-23.6)	7,568 (-8.5)
	収支(△)じり <前年実績>	△2,992 <△3,564>	△2,521 <△2,372>	△1,172 <△2,521>
	輸 出	3,740 (-13.0)	2,603 (-8.5)	3,751 (-44.1)
	輸 入	2,827 (-5.7)	2,145 (-9.8)	2,372 (-10.6)
対 發 展 途 上 國	収支(△)じり <前年実績>	913 <311>	458 <19>	1,378 <458>
	輸 出	28,022 (-16.6)	20,180 (-14.9)	24,270 (-20.3)
	輸 入	28,763 (-7.8)	21,723 (-10.7)	23,048 (-6.1)
その 他 (注) と も 計	収支(△)じり <前年実績>	△740 <△2,637>	△1,543 <△2,065>	1,222 <△1,543>

(注) コメコン諸国以外の社会主义国を含む。

た。

#### ◇ソ連、1978年経済計画を決定

ソ連の1978年経済計画は、12月中旬に開催されたソ連最高会議で採択された。本計画の特色は、①鉱工業生産をはじめほとんどの計画目標が低めに設定(注)されていること、②農・工業部門における質と効率の向上を従来以上に重視する方向が明らかにされたことである。

- (1) 鉱工業生産は、労働生産性上昇率の鈍化見通し(前年比+3.8%、77年計画同+4.8%)のもと、前年比+4.5%と77年計画(同+5.6%)および同年実績見込み(同+5.8%)をかなり下回る伸びに設定(生産財<同+4.7%>、消費財<同+3.7%>)とも前年計画比でみて同程度の幅で伸び率を引下げ)。部門別には、粗鋼、石油等基幹産業が開発条件の悪化、投資資金面の制約等から、また食品工業(同+3.2%)が原材料供給の伸び悩みから、いずれも特に低めに抑えられている一方、繊維等の軽工業(同+4.3%)についてはやや高めの伸びを計画。
- (2) 農業生産は総額1,320億ルーブル(77年計画比+4.3%)と、現行5か年計画の年平均目標どおりに設定。このうち牛乳、卵、羊毛については増加が見込まれているものの、食肉の生産および国家買付量は77年の穀物生産不振による飼料不足見込みから、5か年計画の目標水準を下回る計画。
- (3) 上記農・工業生産計画目標を反映して、国民所得の伸びは前年比+4.0%と低めに設定された77年計画(同+4.1%)をもさらに下回っている。
- (4) 投資は総額1,255億ルーブル(77年実績見込比+3.4%)を計画。特に、自動化・省力化を目的とする設備更新、科学技術研究分野に重点投下する方針。

- (5) 国民生活関連では、工業労働賃金引上げ率の低下(平均賃金の引上げ目標、前年比+2.2%、前年計画目標同+3.1%)などから、1人当たり実質所得の伸びが前年比+3%と前年計画目標(同+3.8%)を下回るほか、小売売上高(前年比+3.9%)の伸びも前年計画目標に比べ低めに設定。

- (6) 貿易は前年比+10%の伸びを見込む。特に、社会主義諸国との貿易拡大を図る(貿易全体に占める対社会主义諸国貿易の比率、78年計画59%、77年<1~9月>実績57.5%、76年実績55.6%)一方、西側諸国に対して機械輸出を促進する方針。

(注) 控えめな計画目標が設定された背景としては、①開発条件の悪化などによる原燃料の不足化傾向の強まり、②新規労働力の過減、③財政の窮屈化による投資資金面の制約などの事情が指摘されている。

#### 主要品目の生産計画

	単位	1976年 実績	1977年 1~11 月実績	1978年 計画
電 力	億 kw/h	11,110	10,380	12,070
石 油	百万トン	520	499	575
天 然 ガ ス	億 m <sup>3</sup>	3,210	3,140	3,700
石 炭	百万トン	712	660	746
粗 鋼	〃	145	135	152.6
肥 料	〃	92	88.1	101.5
合 成 樹 脂	〃	3.1	3.0	3.6

#### ソ連の主要経済指標

(前年比増加率・%)

	1976年 実績	1977年 計画	同実績 見込	1978年 計画
支 出 国 民 所 得	5.0	4.1	n.a.	4
鉱 工 業 総 生 産	4.8	5.6	5.8	4.5
う ち 生 産 財	5.5	5.9	n.a.	4.7
消 費 財	3	4.9	n.a.	3.7
農 業 総 生 産	4 (71~75年 平均比)	7.7	n.a.	n.a.
う ち 穀 物 生 産(百万トン)	224	220	195	220
基 本 投 資	4	3.6	n.a.	3.4
工 業 労 働 生 産 性	3.3	4.8	n.a.	3.8
國 民 1 人 当 り 実 質 所 得	3.7	3.8	3.2	3
小 売 売 上 高	4.6	4.8	n.a.	3.9
貿 易	12.0*	n.a.	n.a.	10

\*名目増加率

#### ◇ソ連、1978年国家予算を決定

ソ連の1978年国家予算が、12月中旬に開催されたソ連最高会議において審議、採択された。その概要は次のとおり。

- (1) 歳入総額2,464億ルーブル、歳出総額2,461億ルーブル。歳入、歳出の伸びは78年経済計画目標引下げを映じて、いずれも前年比+3.1%と前年の伸び(同+6.8%)を大幅に下回っている。
- (2) 歳入面では、国営企業の利潤納付が78年工業生産目標の引下げ、コスト上昇などから、前年比+0.1%と前年(同+12.2%)を大幅に下回る伸びにとどめられている。また、取引税(前年比+4.5%)および国民諸税(同+3.6%)も、それぞれ小売売上高の伸び悩み、工業労働賃金引上げ率の低下を映して、伸び率が前年比かなり鈍化。
- (3) 歳出面では、社会文化費が前年並みの伸び(同+4.4%

%)ながら、大宗を占める国民経済費(工業、農業、運輸・通信、商業部門等への投資、運転資金に充当)が前年比+1.9%(前年同+7.9%)と抑制されているほか、国防費も前年と同額に据置かれている。

### ソ連の国家予算

(単位・億ルーブル)

	1976年	1977年	1978年	前年比増減 (一)率・%		
				1976年	1977年	1978年
歳入総額	2,237	2,389	2,464	7.2	6.8	3.1
うち利潤納付	699	784	785	5.7	12.2	0.1
取引税	698	732	765	5.6	4.9	4.5
国民諸税	207	222	230	9.5	7.2	3.6
その他(注)	631	650	682	15.8	3.0	4.9
歳出総額	2,235	2,387	2,461	7.2	6.8	3.1
うち国民経済費	1,144	1,234	1,257	11.5	7.9	1.9
社会文化費	804	839	876	4.7	4.4	4.4
国防費	174	172	172	0	-0.2	0
行政費	20	20	21	5.3	0	5.0

(注) 社会保険収入、コルホーズ所得税、貿易収入等。

ほぼ前年並みの伸びを計画。

- (4) 投資は、総額2,125億レイ(前年比+16.8%)と前年(計画同+16.7%)並みの伸びを予定、その過半(56%)を鉱工業部門(特に重化学工業部門)に振向ける計画。
- (5) 貿易は、諸外国との産業協力推進による生産財輸入とそれに伴う見返り輸出の増大見込み等から、前年比+19.1%と77年計画(同+15.5%)をかなり上回る伸びを計画。

### ルーマニアの主要経済指標

(単位・前年比増加率・%)

	1976年 実績	1977年 計画	1978年 計画
生産国民所得	10.5	11.3	11~11.5
鉱工業総生産	11.5	10.5	10.6
農業総生産	17	1.9~13.6	6.9~16.1
投資	9.2	16.7	16.8
工業労働生産性	8.8	9.2	9
1人当たり実質所得	8.3	5.9~6.3	7.9
小売売上高	9.0	9.0	10
貿易	14.5	15.5	19.1

### ◇ルーマニア、1978年経済計画を決定

ルーマニア国民議会は11月25日、1978年経済計画を採択した。同国では、77年3月に大地震が発生、影響が大きかったにもかかわらず、復興に全力をあげた結果、鉱工業生産は順調に回復しており、かかる成果に立って78年計画においても77年並みの成長率目標を掲げ、重化学工業化の推進、貿易拡大を図ることにしている。

#### (1) 鉱工業生産は、前年比+10.6

%と前年計画並みの伸びを計画。部門別には生産財生産を優先、特に機械(前年比+15.3%)、化学(同+15.2%)、建設資材部門の高い伸びを見込んでいる。

#### (2) 農業生産は、77年の不振もあって前年比+6.9~16.1%と前年計画(同+1.9~13.6%)を上回る伸びを計画。うち穀物生産は23.2百万トンと前年計画(21.2百万トン)を上回る意欲的な目標を設定、機械化の推進、農薬、肥料の投入増による生産効率の引き上げを目指している。

#### (3) 生産国民所得は、前年比+11~11.5%(前年計画同+11.3%)と

### ◇北朝鮮、第2次7か年計画を発表

北朝鮮では、12月中旬開催された第6期第1回最高人民会議において、人民経済発展6か年計画(71~76年)目標が工業、農業を含む全部門で達成された(注)旨報告されるとともに、人民経済発展第2次7か年計画(78~84年)の概要が明らかにされた。同計画の骨子は次のとおり。

(1) 工業：エネルギー部門(特に電力、石炭)、重化学工

### 第2次7か年計画(78~84年)における部門別生産目標

項目	最近年の実績(A)	第2次7か年 計画目標(B)	(B)/(A)
工業総生産	2.5倍(71~76年)	2.2倍	—
(同期中年率増加率)	16.3%	12.1%	—
うち生産財	2.6倍(71~76年)	2.2倍	—
消費財	2.4%(〃)	2.1%	—
穀物生産(百万トン)	8.5%(77年見込み)	10%	1.2倍
主要工業品の生産目標			
電力(億kwh)	280(75年)	560~600	2.0~2.1倍
石炭(百万トン)	50(〃)	70~80	1.4~1.6
鉄鋼(〃)	4(76年)	7.4~8	1.9~2.0
工作機械(万台)	30(73年)	50	1.7
化学肥料(百万トン)	3(75年)	5	1.7
塩化ビニール(千トン)	50(76年生産能力)	100	2.0
セメント(百万トン)	8(〃)	12~13	1.5~1.6
織物(億m <sup>2</sup> )	6(77年〃)	8	1.3

業部門(特に鉄鋼、化学肥料等)の拡充に重点を置き、工業部門の近代化と生産拡大を図る(工業総生産の期中年率増加率+12.1%、個別品目の生産目標は付表参照)。

(2) 農業：穀物生産の拡大、副食品(肉、野菜、果物等)の増産を図ることとし、そのため農業の機械化(トラクター等の普及促進)、化学肥料の使用増、かんがい地の拡大等を推進する。

(3) 基本投資：基本建設総投資額の80%以上を工業、農業、運輸、通信の諸部門に振りむけ、経済基盤を強化

する。

(4) 生産性等：計画期間中に労働生産性を工業部門で70%、建設部門で60%それぞれ上昇させ、期中総生産増加額の75%以上を労働生産性の向上により達成する。また極力原燃料の節約に努める。

(5) 国民生活関係：国民生活向上のため国民所得を1.9倍に引上げるとともに、住宅、医療面の充実を図る。

(注) 穀物生産が74年に7百万トンと計画目標(76年7~7.5百万トン)に達したほか、工業生産も75年には計画目標(76年生産の70年生産実績比2.2倍)を繰り上げ達成。